

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報京都府後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

令和3年度第1回 会議録

(日 時) 令和3年5月24日(月) 14時～15時24分

(場 所) WEB会議による開催
(事務局及び傍聴者はオフィスゴコマチ201会議室)

(出席者) ○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員
(50音順)
秋月委員、黒田委員、土井委員、外池委員、吉富委員

- 京都府後期高齢者医療広域連合事務局
杉本事務局次長、岡村総務課担当課長、米谷総務課課長補佐、
相良業務課長、柳田業務課課長補佐、小崎業務課課長補佐、
ほか事務局員
- 京都市保健福祉局生活福祉部保険年金課藤田担当課長、
大隅後期高齢者医療係長ほか職員

(議事の趣旨)

審議1 府内基礎自治体(京都市)における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う
後期高齢者医療被保険者への影響調査に対するデータの提供に関する事務について

【事務局】

審議1は「府内基礎自治体(京都市)における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う後期高齢者医療被保険者への影響調査に対するデータの提供に関する事務について」である。提供先の京都市から説明し、その後、提供に関して事務局から説明させていただく。

【京都市】

このたび京都市において、個人市民税の均等割減免制度を廃止したことに伴って、後期高齢者医療に加入される方の高額療養費や、入院食事代療養費、高額介護合算療養費について、影響を受ける方のデータの提供をお願いするところであり、こちらについて、ご説明、お願いをさせていただきたいと思う。よろしく願います。

それでは、別添の個人情報保護に係る審議事項について説明し、その前段として、それに至った経過から説明する。

そもそも個人市民税は、所得に応じて課される所得割等、一律に課される均等割によって算出されている。この所得割の納税義務の無い方に対して均等割の全額を免除する均等割減免制度について、昭和26年に京都市独自の制度として創設され、当初は生活

困窮者の救済措置としての意義を有していたが、昭和51年に地方税法で非課税制度が創設され、その存在意義は薄れているところである。また、地域社会の会費を住民が広く負担するという地方税制度の趣旨にそぐわない制度となっており、他の指定都市において同様の減免制度を行っているところはない。

京都市としては、均等割減免制度の廃止を含む京都市市税条例の一部を改正する条例を市会へ提案し、令和2年11月25日の市会本会議において議決・同日公布され、令和6年1月1日から施行されることとなっているところである。この均等割減免制度の廃止に伴い、京都市では個人市民税の課税状況を基礎として医療費等の基準を定めている福祉施策57事業に大きな影響が生じるものと考えており、税務部局等が保有する均等割減免制度対象者及び当該対象者が属する世帯に関する情報を利用することで減免制度の廃止に伴って福祉施策で影響を受けられる対象者及び影響額を正確に把握すること、一定期間の経過措置を設けることなどを検討し、迅速にかつ効率的に行うこととしているところである。

現在、影響を受ける方に対する影響額調査については、多くの福祉事業で完了しているが、京都市が直接個人情報把握していない後期高齢者医療制度における高額療養費等一部の事業については調査未了となっているところである。については、多くの被保険者がいる後期高齢者医療制度において影響を受ける方について対象者及び影響額を正確に捕捉するため、情報提供をお願いしたいと考えているところである。

続いて、今回の均等割減免制度が後期高齢者医療制度にそもそもどのような影響を及ぼすかということである。「後期高齢者医療制度のしくみ」という小さいパンフレットを渡しているが、その10ページに、「一か月の医療費の自己負担が高額になった時」という項目がある。そもそも医療機関にかかった場合、医療機関の窓口では医療費の1割ないし3割を負担することになるが、1か月に医療機関の窓口で支払額が多額になった場合に、高額療養費制度が設けられており、次の11ページにある75歳以上の方であれば、個人単位の外来で支払う額について一定額を上回るとその超過額を還付するということになる。入院の場合も同様に、世帯で一定額を上回ると還付する仕組みになっている制度がある。今回の均等割減免制度が廃止されることにより、今まで住民税が非課税の方が課税扱いとなることで、(区分が)「低所得」から「一般」に変わるということになる。その差を新たに負担していくということになる。ただし、この制度が、この条件で適用されている方は京都市民に限られるので、府下も含めて他の自治体の住民はすでに従来から「一般」という取り扱いを受けていることになる。

前のページの8ページに、入院した時の食事代という欄があって、12ページには、年間の医療と介護の自己負担が高額になった時という欄があり、こちらの方も同様に「低所得」の区分から「一般」に変わることによって負担が増えていくということになる。今回、京都府後期高齢者医療広域連合へ京都市から依頼しているものは、この見直しで、個人ごと、世帯ごとにどのような影響があるかということ京都市として影響額を調査し、検証する必要があることから京都市で影響額を算定するために必要なデータを提供いただきたいということである。必要な項目としては、診療年月日や負担区分、世帯限度額、高額介護合算支給額等の項目について、提供いただきたいと考えているところである。

次に、個人情報保護に係る審議事項というところの、一枚ものを見ていただきたい。こちらには後ろに事業スキームというものもついているかと思う。先にこの事業スキーム

ムの方で説明すると、大きく分けて3つロットがあるかと思うが、一番上のところは基礎自治体と書いている。中央が広域連合、下が府内の基礎自治体ということになっており、今般京都市の方で準備して広域連合に渡すものについては、この上の欄のところを見ていただくと税システム、住基システム、後期システムということで、京都市がすでに保有しているデータの中で今回の見直しの対象者となる方を自動的に被保険者でピックアップするという形になり、このデータに一定のものを紐づけて返却いただきたいと依頼しているところであり、広域連合に渡したものについて被保険者番号、フリガナ等を渡すので、その下の欄にある府内基礎自治体保険年金課で加工済みデータイメージということで被保険者番号、世帯番号、住所、氏名となっているけれども、そういったものの中の右の方、世帯限度額等負担区分、診療年月日、こういったものをデータとして頂戴し、個人ごとの影響額及び世帯ごとの影響額を算出していききたいと考えているところである。

それでは、個人情報保護に係る審議事項から順番に説明させていただく。事務の名称は、「京都市における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う後期高齢者医療被保険者への影響調査に対するデータの提供に関する事務」である。具体的には高額療養費、入院時食事療養費、高額介護合算療養費に係る事務である。審議事項としては、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号にある個人情報取扱事務の目的外利用、提供、公益上必要なその他相当な理由があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めることである。事務の趣旨及び内容は、(1)の趣旨としては、京都市において今般の市税条例の改正により、所得割の納付義務のない方に対する個人市民税の均等割減免制度の廃止が予定されている。京都市では本減免制度の廃止に伴い、当該自治体における後期高齢者医療被保険者のうち、影響のある被保険者の高額療養費の自己負担限度額が急激な負担増にならないよう、影響を受ける対象者及び対象額を正確に把握し、適切な経過措置を検討する必要があるとのことから、当該自治体、つまりは京都市に対して後期高齢者医療被保険者の医療データの提供をお願いするものである。

(2)の事務の内容としては、当該減免制度廃止の影響を受け、後期高齢者医療被保険者の被保険者番号について、府内基礎自治体から提供を受ける。当該被保険者について年度ごとの各月の医療費及び高額療養費支給額等の情報を府内基礎自治体へ提供し、京都市が当該結果を踏まえた影響調査を行うものである。別紙の事業スキームは先ほど説明させていただいたとおりである。

(4)の電算処理の内容であるが、こちらの方については広域連合においてお願いすることとなるが、処理サイクルは随時処理委託していただくのは委託業者、処理機器はパーソナルコンピュータを利用していただき、処理方法はリモート、バッチ処理、オフラインつまりは一括処理である。この実施計画は令和3年度の6月から8月、広域連合の繁忙時期を避けてお願いしたいと考えており、また、令和4年度以降も年1回程度の実施をお願いしたいと考えているところである。

(5)の電算処理情報についてである。(1)入力情報(2)出力情報ともに情報名は京都市が任意の時点で、今回は令和元年度で抽出した後期高齢者医療の被保険者についての資格情報、診療報酬明細書及び給付に関する情報で、収録対象者は京都市の均等割り減免制度廃止の影響を受ける後期高齢者の被保険者、当該年度中の医療利用者である。京都市より渡すデータは広域連合で必要項目を紐づけていただきたいと考えており、このデータ

をエクセルにて処理することを予定している。

(6)の個人情報保護対策については記載のとおりに取り組んでいくとともに、厳重に金庫等で保管することを想定している。備考として、京都市においては今回と同様の件について、京都市の情報公開個人情報審査会から既に承認をいただき、京都市が保有しているものについては、影響額調査をすでに行っているところである。以上、よろしくお願いする。

【事務局】

続いて今回の京都市への情報提供について、広域連合から補足をさせていただく。広域連合から京都市に該当者の医療給付費データを提供することにより、京都市において制度改正においての適切な対応検討が行われると伺っている。本件の提供には公益上の必要があり、本人の権利利益を侵害するおそれはないと考えているので、京都市において情報の適切な取扱いが講じられることを求めて、広域連合としては提供することに問題はないと考えている。是非ともご承認いただければと思っている。よろしくお願いする。

【委員】

ただ今の事務局からの説明に対し、何か意見、質問はあるか。

【委員】

ちょっと解釈が分からないので教えていただきたい。今条例を読むと、第8条第1項第5号、つまり、その他理由で、本来であれば、これは行政が定められた改正された条例に基づく業務なので、オリジナルの個人情報法(個人情報保護法)だとそれに関わる事務であるから、第1号で読めるのが普通だと思うが、この場合は第5号で読むのか。実行することに反対ではないが、第8条第1項第5号で読むのではなく、第8条1項第1号で読むのが普通なのではないかと。条例を見ると法令の定めがあると明確に書いてあるので、それに係る事務にかからないのであればと思っていたが、これは、今のところは第5号で読む以外の手がないということか。

例えば個人情報法だと一般的には法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるべきであって…という項目がある。それに該当する項目がないから基本的には第5号で読むということなのか。

【事務局】

今回、第8条第1項第5号を適用させていただくということになっているが、こちらの事務については個別の事務ということで、事業自体が京都市のみに対して個人情報を提供するものというところで、おそらくはこの事業のメインということか、京都市の福祉施策の一つに対して個人情報を提供するということか、いわゆる高確法(高齢者の医療の確保に関する法律)でその部分がきちりと定めがないという点がある。こういうことであれば、「情報を提供しなければならない」という第1号には該当しないという判断の下、京都市の被保険者の公益上の、負担増が見込まれる方について影響を調査し、適切な措置を講じていくということのなかで、これをもって第5号の公益上必要のある相当な理由があるということで、審議をしていただいたということである。

【委員】

了承した。読み方がそこでしか読めないということを理解した。反対しているわけではない。

【委員】

二点質問がある。初回実施される6月から8月実施予定の実施人数で、規模、対象者の数、これを教えていただきたいということと、6月から8月頃初回実施されて、以降も年1回実施予定であるが、それはいつ実施される予定なのか。4月とか3月とか、予定で結構なので情報を更新されるか。今後の予定と対象人数を確認したい。

【京都市】

今質問いただいた件についてであるが、まず今時点、事前に調査したところでは、対象の被保険者数が約12,000人という状態になっている。ただその中で実際にこれによって影響を受ける方というのはどのくらいいるのかというところを情報提供いただきながら分析を進めて行きたいと思っている。またスケジュールについてであるが、こちらの審議を経てご了承いただけたら、対象者については提供できる状況にはなっている。

提供した上で、この後は広域連合との日程の調整をし、繁忙期を避けるような形で、先ほど審議票の中でも記載していたけれども、6月から8月中頃でどの位作業が完了するのか、完了したタイミングで納品していただくということを想定している。その後の本市における調査のスケジュールについては、いただいた情報を基に、結局どの位の対象者がいるかによってかかる日数も変わってくるかと思うので、まだ明確に期限をどこまでとは切れていない状況であるが、広域連合から情報をいただき次第、調査分析のほうを進めていきたいと考えている。

【委員】

6月から8月の実施というのは繁忙期を避けて作業されるという解釈でいいか。それからその後年度ごとに更新されるのはいつ、それもやはり6月から8月に更新していかれるのか。今後の予定というのはどうなっているか。

【事務局】

今年度は6月から8月に広域連合から作業をして情報提供を考えているが、後年度の予定については、現在のところ未定である。ただ、広域連合における業務の繁忙期は避けたうえで、京都市への情報提供のデータをまとめていく作業にかかろうと思っている。

【委員】

了承した。

【委員】

今後年1回実施予定ということであるが、今回の議題としては今年の1回の情報提供に関する審議なのか。今後やることも含めた包括的な情報提供に関する審議なのか。

【事務局】

今後包括的にこういった作業をさせていただきたいということで今回ご審議いただきたいと思っている。

【委員】

了承した。そうするといつまでするかということもある程度無いと、永遠にというと、状況も今後変わってくることもありうるので、ある程度範囲がないと難しいような気がするが。例えば令和6年施行なので、それまでの4年間くらいというようなことなのか。そこは決まっているのか。

【事務局】

この税制改正は令和6年度から施行されるので、それまでは影響調査は必要になると聞いている。

【委員】

令和3・4・5年ということか。令和6年の夏の情報提供もあるのか。

【事務局】

今後どれくらいの影響が出るかという、こちらの提供するデータをもとに今後どういう方向性で京都市の中で対応されるのかというところを検討されるので、その検討結果によっては施行されるまでこの影響調査が続く可能性はある。

【委員】

それでは今回の議題としては令和6年に施行するまでの間に複数回個人情報を提供することについてという理解でよろしいか。

【事務局】

その通りである。

【委員】

了承した。

【委員】

他に意見や質問等はないか。

【委員】

提供されて紐づけされたデータが正確かどうかというのは誰が確認されるか。これは委託業者が確認されるということだけなのか。そういう理解でよろしいか。

【事務局】

個々に出されたデータがどれだけ正確かということはシステムで抽出して一覧表にする予定であるが、それがどれだけ正しいかということまでは、全件チェックまではなか

なかできないとは思っている、どこまで正確性がどうなのかというと、広域連合ではそこまでの作業はできないと思っている。

【委員】

できるだけただの努力義務ではなく、正確性を担保できるものが何かあればいいなと思うが、何かそれで考えているものはないか。

【委員】

今の委員の意見であるが、一般的にこの手のものはアルゴリズムを使ってチェックするツールがあるので、一定のルールの下でやることであればいくつかサンプリング調査をすれば、他はデータが正確であろうと推測できるはずだと思う。

サンプリング調査をするときにだいたい境界条件って、こういうところは危ないという条件をいくつか、可能性はアルゴリズムを作る側、委託業者だと思うけれども、の方から何かの形で報告を受けているサンプリング調査の結果をまとめて報告させるということはひとつの方法かなと考える。これは委託業者の業務として、出てきたもの、サンプリングされたものが正しく突き合っているのかオリジナルのデータと提供されるデータと齟齬がないかを何かの資料でいくつか委託業者から示していただくような形にするというようなことをやることによって確認作業ができるのではないかなと推測をする。

【京都市】

京都市の方にも高額療養費で返したデータがあるので何件かサンプリングに近い形で適合しているかということは、こちらにいただいたデータでも確認することはできるので、事後的にはなるかもしれないが、そこで齟齬がないということについては確認させていただこうと思っている。また広域連合の方においても、可能であれば数件を確認いただければ合わせてサンプリングという形で適切にデータがいただけているかどうか確認が取れるのではないかと思っている。今いただいたご意見を踏まえ、正確性をできるだけ担保していきたいので、何卒よろしく願います。

【委員】

できるだけ正確性の担保をして、情報の収集と提供、紐づけをしていただきたいという点である。

【京都市】

誤ったデータで資料を作ってしまうと、それが広く一般に出てしまい、かえって混乱をもたらしてしまうことになるので、そういったことのないように努めてまいりたいと考えるので、何卒よろしく願います。

【委員】

了承した。

【事務局】

いただいた意見を鑑み広域連合でも業者に依頼をする際には可能な限りのサンプリン

グチェックを業者の方で対応してもらえるように調整して参りたいと思っている。

【委員】

他に意見はないか。よろしければ議論のまとめに入りたいと思う。ただ今審議1の案件について状況説明と委員の皆様からの意見をいただいた。この案件については、京都市内の被保険者に限定される事業ではあるが、今後京都市の個人市民税にかかる均等割減免制度の廃止により後期高齢者医療の給付における負担が増加するであろう方々を把握するとともに、そうした影響を受ける方々への対応を図るための事業であると理解した。そして、本件の事業の対象者を特定するために当広域連合が管理する被保険者の情報が必要であり、その提供を求められたものである。

京都市がこの影響調査を行い、影響を受ける被保険者に対する適切な経過措置のあり方を検討することから一定の公益性を有するものであるとともに、個人の権利利益を不当に侵害するものではないものとする。ただし、入出力情報としてレセプトに関する情報があり、その情報はセンシティブな個人情報であるので、京都市においては慎重に取り扱っていただきたいと考える。個人情報の漏洩が発生した場合には大きな社会問題となる。特に委託業者に対する適切な管理を求めたいと思う。それから先ほどのやり取りの中であったように、データを取り扱う際の正確性についても慎重を期して、チェックをかけていただきたいというふうに考えている。広域連合においては京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条の3のとおり実施期間以外のものになっておるので、広域連合事務局にはしっかりした対応を求める。

ということで、本件については公益上の必要、その他の相当の理由がありかつ本人の権利利益を不当に侵害するものではないとして、レセプトの情報等提供することは適当であると判断し、個人情報の取り扱い特に個人情報の漏洩には注意を払われたいという要望をつけたいと思う。以上について本件に対してご了承いただくことでよろしいか。

【委員】

先ほど委員がおっしゃった期限を切るということはやるのかやらないのか。

【委員】

どうするか。期限は明確につけられるのであればつけても良いかと思うが。

【委員】

京都市の意向としては、何年までは少なくともやらせてほしい等が明確なのであれば、期限は切ることができると思うが。一定期限を切っておこうというのが委員の意見で、私もそれには賛同する。

【京都市】

令和6年1月1日付で所得割減免制度が廃止するというので、それまでの経過措置ということでお話させていただいているところであるが、影響を受けられた方の事後的な影響の調査ということを求められる可能性がある。できれば幅の方を持たせて、意味もなく取得するという事は考えていないので、最低5年までは事前の調査ということで必要となる。あと、事後的に影響調査というものを議会や市民から求められる可能性

があるので、その辺も含めると今何年までお願いさせていただきたいと、この場で厳密に言えるかどうかというのが難しいが、6年まででいいと言い切ってしまうと、その後の影響調査ができなくなるので、幅を持たせていただければありがたい。

【委員】

無制限にというのはかなり憚られるというか、抵抗があって、例えば施行後何年と区切るのもあり得ると思うが、経過措置を設けるという意味での事前調査と、施行した後の法律の改正等を考える上での事後の調査というのも趣旨が違ふし、状況も違ふと思う。今なにもやっていない状況と、施行した後の状況と違ってくると思うので、その時の状況を踏まえた再度の審議というのが、施行後の提供についてはそちらのほうがいいのではないかと思う。

【京都市】

今回お願いしている趣旨としては、事前の影響額の調査ということなので、そういった趣旨で考えると、委員がおっしゃったように事後的な部分というのは筋が違ふというのは感じ取ることのできるもので、事前の分ということと5年までということと一旦お願いするとし、もしその後必要であれば再度審議いただくということとかがか。

【委員】

その方がいいと思う。それであれば私は賛成である。

【委員】

私も異論はない。

【委員】

それでは事前調査に限って同意として、施行後については改めて審議対象となりうるという了解の下で承認をすることによろしいか。

(異論なし)

【委員】

ありがとうございました。

【事務局】

ただ今委員の皆様からの意見を踏まえまして広域連合としてもしっかりした管理を、情報の提供先である京都市及び作業に当たる委託業者に求めていくものとさせていただきます。

報告1 令和2年度における情報公開条例第22条及び個人情報保護条例第42条の規定に基づく運用状況の公表並びに令和2年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況について

事務局より令和2年度の運用状況及びについて及び個人情報取り扱い事務における例外類型事項（※）による実施状況について資料にそって報告

令和2年度においては、公文書の公開請求は0件であったこと、個人情報の開示請求は8件であり、全て全部開示したことを報告した。

（※）京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条及び第8条の規定により、個人情報の本人外収集、思想信条等のセンシティブ情報の収集、個人情報の目的外提供については、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならないとされており、これに基づき承認されているもの。

【委員】

ただ今の事務局の説明に対して意見質問等はあるか。

【委員】

先ほどの類型の3の5、法令に基づく要請の件で、捜査関係での問い合わせというのは確かに多い事項だろうということは理解をしているが、少し気になっているのがその時に、どこまでの情報を提示しているのか、一般的な取り扱いを教えてください。

【事務局】

概ね共通して照会があり答えている情報としては、京都府後期高齢者としての資格の期間、被保険者番号等、受診歴、これは照会された期間においてどの病院に行ったかということまでをお伝えしている。なお、これらの情報については広域連合では(被保険者)本人に定期的に年に2回、医療費のお知らせという通知があり、これはこの期間にこれだけ病院に行きましたという情報が載っているが、そのあたりの情報を提供することにとどめさせていただいているところである。警察等から時々病歴等を合わせて照会されるケースも若干あるが、こういった部分についてはセンシティブな情報であるので、回答できないとしている。

【委員】

了承した。似たようなことを別で相談を受けたことがあり、その時に同じような議論があり、捜査で必要な最低限の情報は何かという確認を必ずしていただくというようなことが、とある弁護士から指導があり、そういったことがなされているのかということが気になったので尋ねた。

報告2 情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて

事務局より情報セキュリティポリシーを基に作成したチェックリストにより令和2年度分の情報セキュリティ対応状況の自己点検を実施したことを報告

【委員】

何か質問等はあるか。

(意見なし)

【委員】

それでは先に進めさせていただく。

報告3 個人情報保護に関する法律の改正に係る概要について

事務局より個人情報保護制度が見直しの概要を資料に沿って説明

【委員】

ただ今の事務局からの報告について何か意見質問等はあるか。

【委員】

概ね今回の法律の改正の趣旨を考えると条例廃止というのは基本的な方向性としてそうなるのだろうというふうに理解をしていたが、片方で、そうするとこの委員会が存在している根拠法令がなくなるということか。

もしそうだとするのなら、これは廃止になるかと思っていたが、その位置づけがどうなっているかを聞きたい。

【事務局】

審査会の位置づけとしては現行の方では審査会の意見を聞くということがあり、それを受けて個人情報保護審査会の設置条例みたいなものももう一つある。方向性としては、新たに作るべき個人情報保護条例においては審査会の意見を聞くという枠組みについては残しつつ、法改正を受けての審査会条例を改正していく。その部分で根拠というのは若干変わってくるかもしれないけれども、役割、位置づけの部分については継続していくと我々は考えているところである。

【委員】

理解した。

【委員】

他に意見質問等はあるか。

(意見なし)

【委員】

最後に全体を通じ何か発言があるか。

(意見なし)

【委員】

それでは本日の審議事項報告事項の全てが終了したので、これで審査会を終了する。

(審査会終了)